



進達	平成一六年一〇月八日	決裁	平成一六年一〇月七日	受付	平成一六年一〇月七日 閣 第三五号
閣議	平成一六年一〇月一二日	次官會議	平成一六年一〇月八日	内閣受付	閣 第一六八号
署名大臣	総理・法・財	公布	法律 第一六三号		平成一六年一二月一〇日

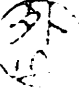
長官 


次長 

第一部長 

司法制度改革法制室長 

参事官 

総務主幹 

事務官 

別紙内閣総理大臣請議 裁判所法の一部を改正する法律案

を審査したが、右は請議のように閣議決定の上、国会に提出されてよいと認める。

法律案

提案のとおり

閣議予定日	
16.10.12	
司法制度 法 制	改革 案

閣司本第141号
平成16年10月7日

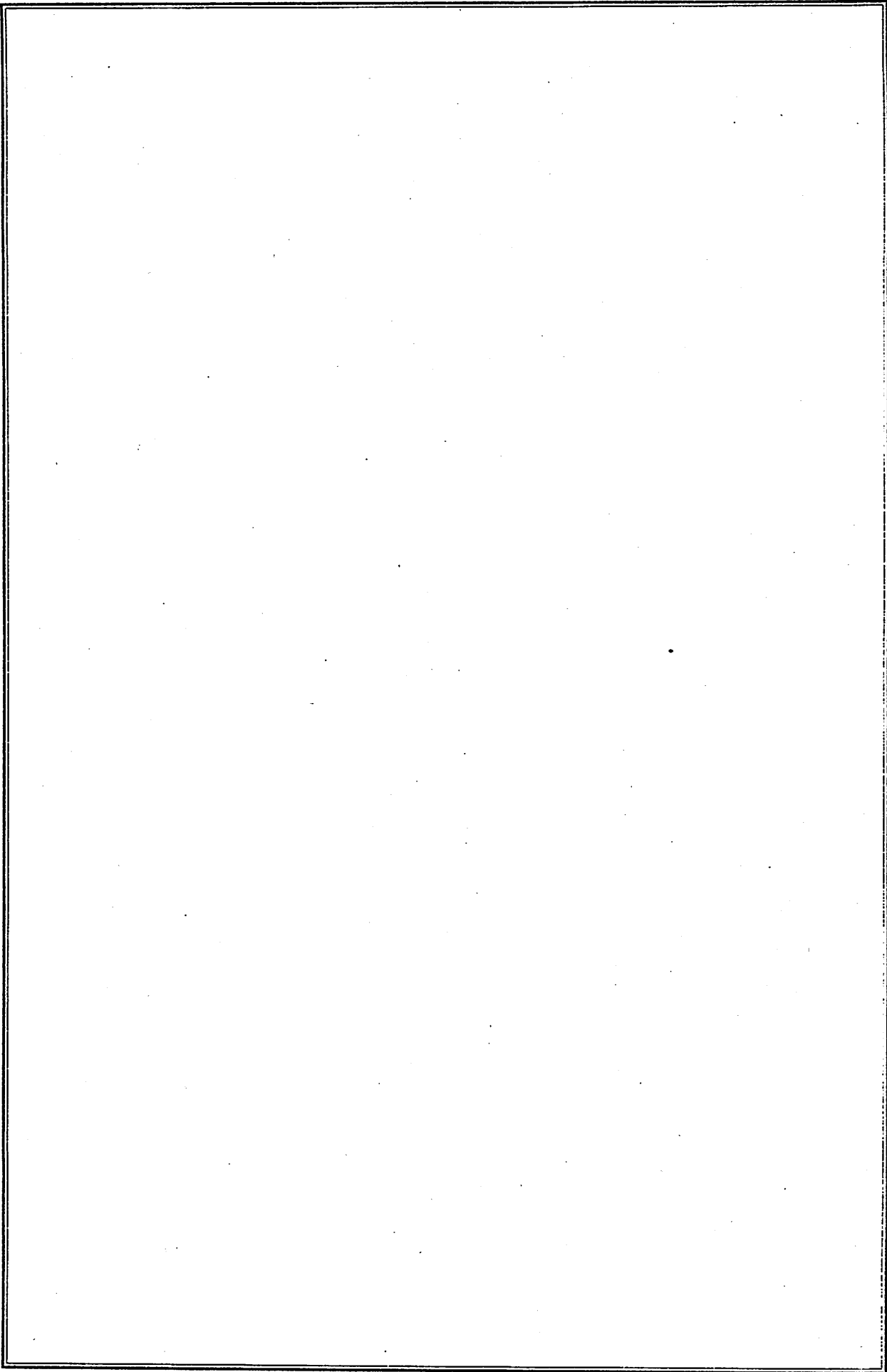
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細 田 博 之 殿

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 細 田 博 之

裁判所法の一部を改正する法律案について

標記法律案を第161回国会に提出する必要があるので、別紙法律案及び理由を添えて閣議を求めます。

岩井参事官



日本国政府

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項中「国庫から一定額の給与を受ける」を「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項」を「前項に定めるもののほか、第一項」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

3 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第十四条ただし書を削る。

理由

新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律案要綱

一 司法修習生に対し国が給与を支給する制度の廃止等（第六十七条第二項関係）

司法修習生に対し国が給与を支給する制度を廃止するとともに、司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない旨を定めること。

二 司法修習生に対し国が修習資金を貸与する制度の導入（第六十七条の二関係）

1 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するため）の資金をいう。以下同じ。）を貸与するものとする。こと。（第六十七条の二第一項関係）

2 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによるものとする。こと。（第六十七条の二第二項関係）

3 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。こと。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律第二十六条の規定は、適用しないものとする。こと。（第六

十七条の二第三項関係)

4 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなったときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができるものとする。 (第六十七条の二第四項関係)

5 1から4までに定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定めるものとする。 (第六十七条の二第五項関係)

三 施行期日等 (附則関係)

1 この法律は、平成十八年十一月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。 (附則第二項関係)

3 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の整備をすること。 (附則第三項関係)

裁判所法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十七条（修習・試験）（略）</p> <p>② 司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない。</p> <p>③ 前項に定めるもののほか、第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p> <p>第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。</p> <p>② 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。</p> <p>③ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他や</p>	<p>第六十七条（修習・試験）（同上）</p> <p>② 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。</p> <p>③ 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。</p> <p>（新設）</p>

むを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

④ 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十四条 裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）は、これを廃止する。</p>	<p>第十四条 裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）は、これを廃止する。但し、<u>司法修習生の受ける給与については、なお従前の例による。</u></p>

裁判所法の一部を改正する法律案参照条文

一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）（抄）

- 第六十六条（採用） 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。
- ② 前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第六十七条（修習・試験） 司法修習生は、少なくとも一年間修習をした後試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える。

- ② 司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。ただし、修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間を超える部分については、この限りでない。
- ③ 第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

（注）第六十七条第一項は、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十八号）による改正後の規定（平成十八年四月一日施行予定）である。

第六十八条（罷免） 最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

二 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第一百四号）（抄）

(履行延期の特約等に係る措置)

第二十六条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権(債務名義のあるものを除く。)について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

三 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)(抄)

附 則

第十四条 裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)は、これを廃止する。但し、司法修習生の受ける給与については、なお従前の例による。

四 廃止前の裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)(抄)

第八条 司法修習生の受ける給与の額は、当分の間、最高裁判所の定めるところによる。

2 前項の給与については、第五条及び第六条の規定を準用する。

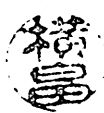
3 司法修習生には、第一項の給与の外、当分の間、一般の官吏の例による給与を支給することができる。


第九条 裁判官の報酬及び司法修習生の給与等に関する細則は、最高裁判所がこれを定める。

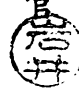
進達	決裁	受付
平成一六年一月二日 六日	平成一六年一月三日	平成一六年一月三日 閣 第三五号
閣議	次官會議	内閣受付
平成一六年一月七日	平成 年 月 日	閣 第一六八号
署名大臣	公布	平成 年 月 日
	法律 第 号	

長官

次長

第二部長 

総務主幹 

参事官 

事務官 

案

別紙裁判所法の一部を改正する法律

の公布を奏上する件は、了承いたしました。

平成十六年十二月三日

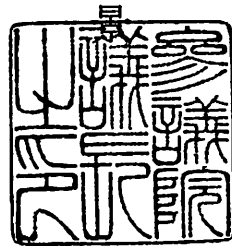
内閣法制局長官



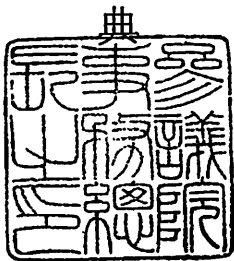
国会は裁判所法の一部を改正する法律の公布を奏上いたします。

平成十六年十二月三日

参議院議長 扇 千



参議院事務総長 川村 良



閣 一六八

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項中「国庫から一定額の給与を受ける」を「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項」を「前項に定めるもののほか、第一項」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

3 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第十四条ただし書を削る。

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項中「国庫から一定額の給与を受ける」を「最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない」に改め、同項ただし書を削り、同条第三項中「第一項」を「前項に定めるもののほか、第一項」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二（修習資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによる。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債

権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。

最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなつたときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができる。前各項に定めるもののほか、修習資金の貸与及び返還に関し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生の給与については、なお従前の例による。

(裁判官の報酬等に関する法律の一部改正)

3 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。
第十四条ただし書を削る。

理由

新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、新たな法曹養成制度の整備が、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる多数の優れた法曹の養成を図ることを目的とするものであり、司法修習生の修習についても、司法修習生の増加に実効的に対応することができるとする制度とすることが求められている状況にかんがみ、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、修習資金(司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金をいう。以下同じ。)を国が貸与する制度を導入しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 司法修習生に対し国が給与を支給する制度の廃止等

司法修習生に対し国が給与を支給する制度を廃止するとともに、司法修習生は、その修習期間中、最高裁判所の定めるところにより、その修習に専念しなければならない旨を定めること。

2 司法修習生に対し国が修習資金を貸与する制度の導入

(一) 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習資金を貸与するものとする。

(二) 修習資金の額及び返還の期限は、最高裁判所の定めるところによるものとする。

(三) 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。

(四) 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により修習資金を返還することができなくなったときは、その修習資金の全部又は一部の返還を免除することができるものとする。

3 施行期日

この法律は、平成十八年十一月一日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、修

習資金を国が貸与する制度を導入しようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、制度の移行についての十分な周知期間を確保する等の必要があるので、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十六年十一月二十六日

法務委員長 塩崎 恭久

衆議院議長 河野 洋平 殿

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成^{二十二}十八年十一月一日から施行する。

(小字及び—は修正)

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 修習資金の額については、法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する見地から、引き続き、司法修習生が修習に専念することができるよう、必要かつ十分な額を確保すること。

二 修習資金の返還の期限については、返還の負担が法曹としての活動に影響を与えることがないように、必要かつ十分な期間を確保するとともに、司法修習を終えてから返還を開始するまでに、一定の据置期間を置くこと。

三 給費制の廃止及び貸与制の導入によつて、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないように、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。

裁判所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年十一月三十日

衆議院議長 河野 洋 平

参議院議長 扇 千 景 殿

衆議院事務総長 駒 崎 義 弘

裁判所法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十六年十月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成^{二十一}十八年十一月一日から施行する。

(衆議院修正送付案(原案)と内閣予備送付案とを比照しその修正に係る条文のみを印刷し、他は印刷を省略した。小字及びひしは修正)

審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十二月一日

法務委員長 渡辺孝男

参議院議長 扇 景殿

要 領 書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、必要な予算は、平成二十二年度以降計上される。

附 帯 決 議

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 修習資金の額については、法曹の使命の重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する見地から、引き続き、司法修習生が修習に専念することができるよう、必要かつ十分な額を確保すること。

二 修習資金の返還の期限については、返還の負担が法曹としての活動に影響を与えることがないよう、必要かつ十分な期間を確保するとともに、司法修習を終えてから返還を開始するまでに、一定の据置期間を置くこと。

三 給費制の廃止及び貸与制の導入によつて、統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと。

四 新司法試験については、法科大学院における教育及び司法修習との連携によるプロセスとしての新しい法曹養成制度の理念と成立の経緯を踏まえた実施を図ること。

右決議する。